


グリーン調達運用ガイドライン



2007年4月

株式会社オブチ電機製作所

はじめに

(株)オプテ電機製作所は地球環境の保護・保全が世界的な重要課題であることを認識し、環境保全活動の取組みの一環として2006年4月からお取引先様のご協力のもとグリーン購入を推進してまいりました。

近年、環境意識の高まりのもと環境関連法の制定や強化、企業の環境保全に対する社会的責任がますます強く求められるようになってきております。当社でもこのような要求に応じて、本年、当グリーン購入基準を全面的に見直し改定致しました。

当社グリーン購入に当たっては、お取引先様の環境保全活動の認証取得状況、実施状況、使用禁止物質の不使用に関して調査し評価させていただきます。特に欧州RoHS指令に始まる鉛・カドミウムなどの6物質についてはより一層混入のリスクを抑えるべくお取引先様での管理、情報提供をお願い致します。

当社は、より安全で環境にやさしい製品・部品の調達に努めて「顧客に愛される商品創り」を進めていきたいと考えております。お取引先様におかれましては、かけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくために当社のグリーン購入にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株式会社オプテ電機製作所
代表取締役社長 天野 晴央

【目次】

I	環境保全基本方針	3
II	グリーン調達の考え方 1. 目的 2. 取り組み	4
III	運用ガイドライン 1. 目的 2. 適用範囲 3. 用語の定義 4. 環境関連物質 (表 1)：調達禁止物質 (群) (表 2)：調達管理物質 (群) (表 3)：調査対象化学物質 (群) 5. 本ガイドラインの取り扱い上の注意 6. お取引先へのお願い	5~10
IV	環境活動調査と自己適合宣言書提出について 1. 環境活動調査 2. 自己適合宣言書	10~12
V	含有化学物質の含有量調査について (JIG24 物質) 1.目的 2.含有量調査物質 (表 4)：JGPSSI 含有量調査物質 (群) 3.回答方法 4.調査の注意事項	12~14
VI	含有化学物質の含有量調査について (RoHS 指定 6 物質) 1.目的 2.含有調査書の対象物質 (表 5)：特定有害物質 3.提出要領 4.含有調査書 記入要領	15~17
VII	特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結について 1.目的 2.締結要領 3.合意対象範囲	17
付属資料 【様式 1】取引先環境保全評価リスト…………… 19~20 【様式 2】自己適合宣言書及びチェックシート…………… 21 【様式 3】JGPSSI Ver3 調査回答ツール…………… 22 【様式 4】特定有害物質含有調査書／対象品追加表…………… 23~24 【様式 5】特定化学の使用制限に関する合意書…………… 25 別紙 オブチ電機が定める特定化学物質…………… 26		

I.環境保全基本方針

I. オブチ電機製作所の環境保全基本方針

当社は次世代に対し、人と環境にやさしい製品作りと環境関連物質の全廃を目的とし、我々ができる最大限の努力をして地球の環境保全に努めます。

<環境経営の推進>

1. 環境への取り組みを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経済と調和させた環境活動を推進します。
2. 事業活動、製品・サービスに関わる環境側面について、環境影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止などに関する環境目的および目標を設定して、環境活動を推進します。
3. 監査の実施や活動のレビューにより環境経営の継続的な改善を図ります。
4. 環境に関する法令、当社が同意した業界などの指針および自主基準などを遵守します。
5. 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
6. グローバル企業として、地域と一体となった環境活動を推進します。

<環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減>

7. 地球資源の有限性を認識し、製品、事業プロセスの両面から有効な利用、活用を促進する積極的な環境施策を展開します。
8. ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスを提供します。
9. 地球温暖化の防止、資源の有効活用、化学物質の管理など、設計、製造、流通、販売、廃棄などすべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組みます。

<地球内企業として>

1. 優れた環境技術や製品の開発と提供、および地域・社会との協調連帯により、環境活動を通じて社会に貢献します。
2. 相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションを行います。

II.グリーン調達の方

1. 目的

(株) オブチ電機製作所は、より安全で環境にやさしい製品・部品を優先的に調達するために、お取引先様の自主的な環境保全活動の実施状況、製品や工程における環境負荷物質の不使用・削減状況などを調査し、評価させて頂き、評価の高いお取引先様からの購入を優先することでグリーン調達活動を推進致します。

グリーン調達の推進に当っては、以下をねらいとしております。

- (1) 環境保全を推進しているお取引先からの調達。
- (2) ライフサイクル(原材料調達、製造、流通、消費、廃棄等の各段階)における環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達。

2. 取り組み

- (1) 環境保全活動を推進している取引先様からの調達環境保全に対する活動は、取引先様の自主的活動であることを基本とします。
グリーン調達に当たっては、ISO 14001 外部認証取得をはじめとする環境を配慮した活動に取り組まれている取引先様からの調達を進めていきます。
具体的には、ISO 14001 外部認証(または同等の環境マネジメントシステム外部認証)の取得、グリーン調達、および環境保全活動に関する取引先様の取り組みについて評価・判定します。
- (2) 環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達品を下記のとおり品目特性で三つに分類(商品に関わる材料等の調達品、生産活動に関わる調達品、文房具等事務用品)し、それぞれ次のように取り組んでいます。

①商品に関わる材料等の調達品についての取り組み

商品に関わる材料等の調達品とは、「オブチ電機が販売する商品を構成する全ての調達品(完成品・システム構成品・ユニット品・部品・材料など)」を総称します。

当社では、調達品の環境負荷低減に関する項目を具体的に定め、これらの項目について調査して、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

②生産活動に関わる調達品についての取り組み

生産活動に関わる調達品とは、設備・治工具類と塗料、メッキ液、シンナー、アルコール等副資材を総称し、「水質・大気・騒音・振動等の環境事前評価」および「新規原材料の化学物質の事前評価」制度により、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

③文房具等事務用品についての取り組み

筆記具、文房具、ファイル用品、ノート等については、特に会社の中で身近に使うことから、環境を配慮した事務用品拡大は従業員への環境に対する意識付けという意味で重要な活動と認識しています。このため、エコマーク認定品、再生材料使用品、再使用可能品、分別回収可能品、ポリ塩化ビニル不用品などを環境推奨品として登録し、環境を配慮した事務用品調達の拡大を進めます。

III.運用ガイドライン

1 目的

オプテック電機製作所の環境保全基本方針、グリーン調達基準書の考え方に則り、弊社事業活動に合わせた運用方法を明確化することによって、関係法令等の遵守、環境負荷の小さい部品・材料等の調達、環境保全活動を推進している取引先様からの調達を優先するなど、グリーン調達活動推進を目的とします。

2 適用範囲

このガイドラインは、弊社における「商品（* 1）に関わる材料等の調達品」及び「生産活動に関わる調達品」に関し、取引先様からの次の調達品に適用します。

- ・システム構成部品、ユニット品（電気電子製品、プリント配線板、その他組立て品等）
- ・電気電子部品、筐体機構関連部品、半導体デバイス等
- ・アクセサリ、マニュアル等の付属品
- ・サービス部品
- ・副資材（* 2）
- ・梱包、包装材料（* 3）

（* 1）弊社が販売する全ての商品とします。

（* 2）はんだ、接着剤等、商品の一部を構成する材料を示します。

（* 3）梱包、包装材料は必要に応じて調査を行います。調査対象品は個別に指定します。

3 用語の定義

このガイドラインで使用する、主な用語の定義は次のとおりです。

【特定有害物質】

欧州 RoHS(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限)指令で示される物質。

【特定化学物質】

国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止、制限または報告義務を受ける化学物質群でオプテック電機製作所が定めるものはJIG（JGPSSI）レベルAの15物質です。

【JGPSSI】

グリーン調達調査共通化協議会の英文略称。（ジェイジーピーエスエスアイと呼ぶ） JGPSSI：Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative 調査対象リスト及び回答フォーマットを共通化することで、グリーン調達調査にかかわる取引先の調査労力を軽減し、回答品質の向上を目的とした協議会。

【JIG】

ジョイント・インダストリー・ガイドラインの英文略称。（ジェイアイジーやジグと呼ぶ） JIG：Joint Industry Guide for Material Composition Declaration for Electronic Products EICTA（欧州情報通信技術製造者協会）、JGPSSI、EIA（米国電子工業会）、JEDEC（米国合同電子デバイス委員会）の各会員企業にて検討され、JGPSSIとEIA承認の元発行されたもの。

【レベルA】

国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止、制限または報告義務を受ける化学物質群で、JIG（またはJGPSSI）では15物質を指定しています。表1「調達禁止物質（群）」参照。

【レベルB】

環境・健康・または安全面から重大な影響がある、有害廃棄物管理を要求される可能性がある、使用済み製品処理に影響がある化学物質群で、JIG（またはJGPSSI）では9物質を指定しています。表2「調達管理物質（群）」参照。

【JGPSSI Ver3】

JIGに沿った調査・回答フォーマットをJGPSSIで定めたものです。調査・回答マニュアル、調査ツール（Excel）はJGPSSIホームページで開示しています。

【RoHS 指令】

欧州連合（EU）の特定有害物質使用禁止指令（2002/95/EC）です。2006年7月1日以降にEU市場に提

供する電気・電子製品中に特定6物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、臭素系難燃剤のPBBとPBDE）の使用禁止。

RoHS=*Restriction of Hazardous Substances*

4.環境関連物質

オプテック電気製作所では、調達品の含有化学物質を調達禁止物質（群）と調達管理物質（群）の2つのカテゴリーに分けて定義します。

(1) 調達禁止物質（群）

オプテック電気製作所で、調達品への含有を禁止する物質（群）です。表1参照。

- ・ 特定有害物質（RoHS 指令物質） 6物質・・・特定有害物質含有調査書で調査
- ・ JIG（JGPSSI）レベルA 15物質・・・JGPSSI Ver3で調査。
- ・ 特定化学物質（合意書契約対象） 15物質・・・JIG（JGPSSI）レベルAと同じ。
- ・ その他(株)オプテック電気製作所が定める
調達禁止物質（群）(*4) 19物質・・・環境活動評価リストで調査。

(*4) その他(株)オプテック電気製作所が定める調達禁止物質（群）は安衛法、化審法、大防法で禁止されている物質です。

対象は弊社注文書・仕様書で「グリーン調達の適用」又は相当の文言記載があるものです。文言の記載例はVII. 3. (2)の文言例を参照してください。

また、「グリーン調達の適用」の記載有無に関係なく安衛法、化審法、大防法で禁止されている物質を使用している場合は取引停止です。

(2) 調達管理物質（群）

削減・代替化など環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステム(*5)で回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）です。表2参照。

- ・ JIG（JGPSSI）レベルB 9物質・・・JGPSSI Ver3で調査。
- ・ その他(株)オプテック電気製作所が定める
調達管理物質（群）(*4) 11物質・・・環境活動評価リストで調査。

(*5) クローズドシステム

原材料調達から廃棄・リサイクルに至る製品ライフサイクルの全段階において製品含有化学物質が地球環境に排出されることのないようにした仕組みのことをクローズドシステムという。

ただし、上記以外の物質についても個別に管理をおねがいすることがあります。

表1 調達禁止物質（群）

(表1)：禁止物質（群） 注1 クラスI：意図的添加、クラスII、HCFCs：1000ppm

番号	物質（群）名	JIG（JGPSSI）含有調査及び特定化学物質（合意書契約）の閾値	特定有害物質（RoHS 指令物質）	JIG（JGPSSI）レベルA	特定化学物質（合意書契約）	その他オプテック電気製作所が定める物質	関連する主な規制等
禁止01	アスベスト類	意図的添加		○	○		水質汚濁法、廃掃法、石綿障害予防規則、欧州指令76/769/EEC
禁止02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するもの）	意図的添加		○	○		化審法、安衛法、ドイツ日用品規制、中国国家安全技術規範GB18401
禁止03	カドミウム／カドミウム化合物	JIG（JGPSSI）含有調査は75ppm、合意書契約は100ppmまたは意図的添加	○	○	○		RoHS指令
禁止04	六価クロム／六価クロム化合物	1000ppmまたは意図的添加	○	○	○		RoHS指令

番号	物質（群）名	JIG（JGPSSI）含有調査及び特定化学物質（合意書契約）の閾値	特定有害物質（RoHS指令物質）	JIG（JGPSSI）レベルA	特定化学物質（合意書契約）	その他オプテック電機製作所が定める物質	関連する主な規制等
禁止05	鉛／鉛化合物	1000ppm または意図的添加、塩化ビニルケーブルのみ300ppm	○	○	○		RoHS指令
禁止06	水銀／水銀化合物	1000ppm または意図的添加	○	○	○		RoHS指令
禁止07	オゾン層破壊物質（CFCs、HCFCs、HBCFs、四塩化炭素等）	クラスⅠ：意図的添加 クラスⅡ：1000ppm		○	○		オゾン層保護法、モントリオール議定書
禁止08	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	1000ppm または意図的添加	○	○	○		RoHS指令
禁止09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	1000ppm または意図的添加	○	○	○		RoHS指令
禁止10	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）	意図的添加		○	○		化審法（第1種特定化学物質）
禁止11	ポリ塩化ナフタレン（塩素原子数が3以上）	意図的添加		○	○		化審法（第1種特定化学物質）
禁止12	放射性物質	意図的添加		○	○		原子炉等規正法、放射線障害防止法
禁止13	一部の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加		○	○		化審法（第1種監視化学物質）
禁止14	トリブチルスズ（TBT）、トリフェニルスズ（TPT）	意図的添加		○	○		化審法（第2種特定化学物質）
禁止15	酸化トリブチルスズ（TBTiO）	意図的添加		○	○		化審法（第1種特定化学物質）
禁止16	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的添加（環境活動で調査）				○	安衛法
禁止17	アルドリン	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止18	エンドリン	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止19	黄りん（マッチ）	意図的添加（環境活動で調査）				○	安衛法
禁止20	クロルデン類	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止21	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン、N, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止22	ダイオキシン類	意図的添加（環境活動で調査）				○	大防法
禁止23	DDT	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法

番号	物質（群）名	JIG（JGPSSI）含有調査及び特定化学物質（合意書契約）の閾値	特定有害物質（RoHS指令物質）	JIG（JGPSSI）レベルA	特定化学物質（合意書契約）	その他オプテック電機製作所が定める物質	関連する主な規制等
禁止 24	ディルドリン	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止 25	トキサフェン	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止 26	2, 4, 6-トリートーブチルフェノール	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止 27	β-ナフチルアミン及びその塩	意図的添加（環境活動で調査）				○	安衛法
禁止 28	4-ニトロジフェニル及びその塩	意図的添加（環境活動で調査）				○	安衛法
禁止 29	ビス（クロロメチル）エーテル	意図的添加（環境活動で調査）				○	安衛法
禁止 30	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止 31	ベンジジン及びその塩	意図的添加（環境活動で調査）				○	安衛法
禁止 32	ベンゼン	意図的添加（環境活動で調査）				○	安衛法
禁止 33	2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加（環境活動で調査）				○	化審法
禁止 34	マイレックス	意図的添加（環境活動で調査）				○	安衛法

補足

- (1) 意図的添加とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために最終製品または部品に継続的に含有されることが望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用することをいう。金属メッキは意図的添加の一例です。

(表 2) : 調達管理物質（群） ○印=対象

番号	物質（群）名	JIG（JGPSSI）含有調査及び特定化学物質（合意書契約）の閾値	特定有害物質（RoHS指令物質）	JIG（JGPSSI）レベルA	特定化学物質（合意書契約）	その他オプテック電機製作所が定める物質
管理01	アンチモン/アンチモン化合物	1000ppm		○		
管理 02	ヒ素/ヒ素化合物	1000ppm		○		
管理 03	ベリリウム/ベリリウム化合物	1000ppm		○		
管理 04	ビスマス/ビスマス化合物	1000ppm		○		
管理 05	臭素系難燃剤（PBB類（A08）またはPBDE類（A09）を除く）	1000ppm		○		
管理 06	ニッケル（外部利用のみ）	1000ppm		○		
管理 07	一部のフタル酸エステル類	1000ppm		○		
管理 08	セレン/セレン化合物	1000ppm		○		
管理 09	ポリ塩化ビニル（PVC）	1000ppm		○		
管理 10	亜鉛化合物	意図的添加（環境活動で調査）				○

番号	物質（群）名	JIG（JGPSSI）含有調査及び特定化学物質（合意書契約）の閾値	特定有害物質（RoHS指令物質）	JIG（JGPSSI）レベルA	特定化学物質（合意書契約）	その他オプテック電機製作所が定める物質
管理 11	塩化パラフィン（一部の短鎖型塩化パラフィン（A13）を除く）	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 12	三価クロム／三価クロム化合物	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 13	シアン化合物	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 14	ニッケル（外部利用（B06）を除く）／ニッケル化合物	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 15	パーフルオロカーボン（PFC）	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 16	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 17	ハロゲン系樹脂添加剤（臭素系難燃剤（A08、A09、B05）を除く）	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 18	マンガン化合物	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 19	有機すず化合物（トリブチルスズ、トリフェニルスズ（A14）を除く）	意図的添加（環境活動で調査）				○
管理 20	六フッ化硫黄（SF6）	意図的添加（環境活動で調査）				○

5.本ガイドラインの取扱い上の注意

このガイドラインでは、リストなどの中いくつかの材料について法令の引用と規制上の制限について記載していますが、これらの引用および規制上の制限を遵守目的で利用しないでください。

また、材料および化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用例・規制・禁止を包括的に言及しているわけではありません。個別の遵守については法令に従ってください。

このガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ もしくは保証するものではありません。

このガイドラインに材料および化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしているわけではありません。

6. お取引先へのお願い

（株）オプテック電機製作所ではグリーン調達推進のため、お取引先に下記（1）～（3）の調査ならびに合意書の締結の趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願いいたします。

- （1）環境活動調査と自己適合宣言書の提出について（環境保全を推進しているお取引先から調達）
積極的に環境活動を推進しているお取引先とのパートナーシップを強化するため、お取引先の環境活動への取り組み状況を調査します。

①環境活動調査

環境活動評価リスト（付属資料【様式1】）によりISO14001外部認証の取得、オプテック電機が定める調達禁止物質管理物質の対応状況、JGPSSIの製品含有化学物質ガイドラインに基づいた化学物質管理体制に関する自己適合宣言書の発行状況などを調査します。

②自己適合宣言書

自己適合宣言書を発行している場合は提出をお願い致します。必要により「実施項目一覧表兼チェックシート」の提出をお願いする場合があります。自己適合宣言書及びチェックシートの例は（付属資料【様式2】）を参照してください。

(2) 含有化学物質調査（環境負荷の小さい部品・材料等の調達）
新規調達品の採用及び既存調達品の代替要否等の判断にあたり、含有化学物質調査を実施します。

①JIG24 物質（レベル A+レベル B）の調査
JGPSSI Ver3 調査回答ツール（付属資料【様式 3】）にて JIG24 を調査します。

②RoHS 6 物質の調査
特定有害物質含有調査書（付属資料【様式 4】）の内容にて、RoHS 6 物質の含有有無、含有時は代替（不含有）品などを調査します。

必要により実測データの提出をお願いする場合があります。

(3) 特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結（関係法令等の遵守）

調達品の環境関係法令遵守及び環境品質確保のため、「特定化学物質の使用制限に関する合意書」（付属資料【様式 5】）の締結をお願いします。

(1) ～ (3) の詳細は次頁以降を参照してください。

IV. 環境活動調査と自己適合宣言書提出について

1. 環境活動調査

取引先様の選定に当たっては、品質(Q)・価格◎・納期(D)・サービス(S)に加え、取引先様の環境保全活動への取り組み状況及びグリーン調達への取り組み状況、環境関連法令の遵守を評価します。
ISO 14001 外部認証(または同等の環境マネジメントシステム外部認証)の取得、オプテックが定める調達禁止物質、調達管理物質の対応状況、JGPSSI の製品含有化学物質管理ガイドラインに基づいた化学物質管理体制に関する自己適合宣言書の発行状況など、次の項目で評価し（付属資料【様式 1】取引先環境活動評価リストの例を参照）、評価ランク上位の取引先様を優先します。

<評価項目>

- ① JIG24物質についてJGPSSI製品含有化学物質管理ガイドラインの化学物質管理体制に関する自己適合宣言書を発行している。（評価：100点）
- ② 特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結をしている。（評価：40点）
- ③ オプテックが定める調達禁止物質（表1）の内、禁止16～34を使用していない。（評価：30点）[禁止16～34は安衛法・化審法・大防法で禁止されている物質です。使用している場合は取引停止です。]
- ④ オプテックが定める調達管理物質（表2）の内、管理10～20の削減に努力している。（評価：10点）
- ⑤ 各種環境調査依頼に納期どおり対応している。（評価：20点）
- ⑥ ISO 14001外部認証を取得している。（評価：100点）
ISO 14001を取得している場合は⑦記入不要。取得していない場合は⑦記入。
- ⑦環境保全に対し、次の20項目の取り組みが積極的になされていること。（評価：各5点×20項目）
 1. 環境保全に関する企業理念があること。
 2. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している。
 3. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している。
 4. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である。
 5. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている。
 6. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている。
 7. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている。
 8. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している。
 9. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している。
 10. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している。
 11. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している。
 12. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している。
 13. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している。

14. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる。
 15. 製品アセスメントの仕組みがある。
 16. 緊急事態への対応の仕組みがある。
 17. 環境に関する内部監査の仕組みがある。
 18. 環境関連の教育・訓練を実施している。
 19. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している。
 20. 自社の環境保全に関する情報を公開している。
- (注)個別の調査に際しては項目を追加して調査をお願いする場合があります。

<選定基準>

上記の評価項目に基づく評価点合計をランク分けし、評価ランクSまたはAの取引先様からの調達を優先します。

ランク	評価点合計	選定基準
S	181点以上	優先取引
A	111 ～ 180点	
B	81 ～ 110点	改善要請、指導支援を前提
C	51 ～ 80点	
D	50点以下	

(※) 取得計画有りは、1年以内の場合で認証機関決定を条件とする。

2.自己適合宣言書

JGPSSI の製品含有化学物質管理ガイドラインに基づいた化学物質管理体制に関する自己適合宣言書の発行状況などの発行状況などを調査します。

製品含有化学物質管理ガイドラインは下記 JGPSSI ホームページから入手してください。

http://www.db1.co.jp/jeita_eps/green/greenTOP.html

(1) 自己適合宣言とは

JGPSSI の製品含有化学物質管理ガイドラインでは以下のように記載されています。

自己適合宣言とは、製品含有化学物質管理ガイドラインに基づいて自社の製品含有化学物質管理体制が適合することを自ら宣言することをいう。

適合とは、製品含有化学物質管理ガイドラインの判定基準に基づき「実施項目一覧表兼チェックシート」を元にした総合判定の結果が合格となった場合をいう。

合格は「実施項目」及び「実施内容」の該当項目について、各々「適合」3点、「要改善」2点、「不適合」0点の判定をし、該等項目が全て「適合」、または「要改善」が実施項目の該等数の1/3以下の場合。但し、「要改善」の項目については是正計画書があること。

自己適合宣言を行う際は、以下の①～⑥を守らなくてはならない。

- ① 自己適合宣言した内容に対しては、自らが責任を持たなければならない。
- ② 自己適合宣言は第一者（内部の組織）または第二者（利害関係のある外部組織）が製品含有化学物質管理ガイドラインの適合を検証した上で行わなければならない。また、検証した記録（実施項目一覧表兼チェックシートなど）は、保管しなければならない。なお、保管期限については運用各社で設定して構わない。
- ③ 自己適合宣言をした内容を記載した自己適合宣言書を作成しなければならない。自己適合宣言書には、第一者または第二者が検証したのか書くことができる。なお、自己適合宣言書の例と記入例及び記入解説については製品含有化学物質管理ガイドラインの別表を参照のこと。
- ④ 自己適合宣言書は社内外から要求があった時には公開しなければならない。
- ⑤ 自己適合宣言した内容は、継続して運用し、定期的に製品含有化学物質管理ガイドラインへの適合を検証しなければならない。
- ⑥ チェックシートの採点結果は自己適合宣言書の5項、追加の情報の点数欄に記入し公開しなければならない。

(2) 対象物質

対象物質は JIG24 物質（レベル A+レベル B）とします。

(3) 提出方法

環境活動に関する調査の 1 項目として調査します。
自己適合宣言書を発行している場合には提出をお願いします。

自己適合宣言書及びチェックシートの例は（付属資料【様式 2】）を参照してください。

記入要領など詳細な製品含有化学物質管理ガイドラインを参照してください。

必要により「実施項目一覧表兼チェックシート」の提出をお願いする場合があります。

また、ご提出頂いた自己適合宣言書を基に工程監査を行う場合がありますので予めご承知おき下さい。尚、実際の監査の際にはその旨別途連絡します。

V. 含有化学物質の含有量調査について（JIG24 物質）

1.目的

商品の環境性能に関する情報開示、環境調和型製品の開発促進のため、含有化学物質の含有量などの調査を行います。

2.含有量調査物質

調査対象物質は、下記物質とします。

- ① JIG（JGPSSI）レベルA 15物質・・・（表4の禁止01～15）
- ② JIG（JGPSSI）レベルB 9物質・・・（表4の管理01～09）

表4 JGPSSI含有量調査物質（群）

番号	物質（群）名	使用例	含有調査の閾値
禁止01	アスベスト類	ブレーキライニング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、顔料・塗料、タルク	意図的添加
禁止02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するもの）	顔料、染料、着色剤	意図的添加
禁止03	カドミウム／カドミウム化合物	顔料、耐触表面处理、電気・電子材料、光学材料、安定剤、メッキ材料、樹脂用顔料、光学ガラス用蛍光剤、電極、はんだ材料	100ppm または意図的添加、但しJGPSSI調査は75ppm
禁止04	六価クロム／六価クロム化合物	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき、防食表面处理、染料、塗料乾燥剤、表面处理、クロメート処理、塗料密着性向上	1000ppm または意図的添加
禁止05	鉛／鉛化合物	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料	1000ppm または意図的添加、塩化ビニルケーブルのみ300ppm
禁止06	水銀／水銀化合物	蛍光灯、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、スイッチ類、高効率発光体	1000ppm または意図的添加
禁止07	オゾン層破壊物質（CFCs、HCFCs、HBCFs、四塩化炭素等）	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	クラスⅠ：意図的添加 クラスⅡ：1000ppm
禁止08	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	難燃剤	1000ppm または意図的添加
禁止09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	難燃剤	1000ppm または意図的添加
禁止10	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	意図的添加
禁止11	ポリ塩化ナフタレン（塩素原子数が3以上）	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤（電気特性、耐炎性、耐水性）、難燃剤	意図的添加
禁止12	放射性物質	光学特性（トリウム）	意図的添加

番号	物質(群)名	使用例	含有調査の閾値
禁止13	一部の短鎖型塩化パラフィン	塩ビ可塑剤、難燃剤	意図的添加
禁止14	トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤	意図的添加
禁止15	酸化トリブチルスズ(TBTO)	防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤	意図的添加
管理01	アンチモン/アンチモン化合物	顔料、塗料、触媒、鉛フリーはんだ材料、安定剤、n型ドーパント、難燃剤	1000ppm
管理02	ヒ素/ヒ素化合物	顔料、塗料、染料、ガラス消泡剤、III-V族半導体基板、難燃剤	1000ppm
管理03	ベリリウム/ベリリウム化合物	セラミックス原料、合金、触媒、時効硬化特性合金材料、バネ用合金材料、はんだ	1000ppm
管理04	ビスマス/ビスマス化合物	鉛フリーはんだ材料、はんだ材料	1000ppm
管理05	臭素系難燃剤(PBB類(A08) またはPBDE類(A09)を除く)	難燃剤、パッケージ成形封止、PVCの可塑剤、難燃剤	1000ppm
管理06	ニッケル(外部利用のみ)	表面処理剤、ニッケルメッキ	1000ppm
管理07	一部のフタル酸エステル類	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤	1000ppm
管理08	セレン/セレン化合物	感光体、顔料、インク、触媒、酸化剤、半導体材料、受光素子、光電セル	1000ppm
管理09	ポリ塩化ビニル(PVC)	絶縁体、対化学性透明被覆材	1000ppm

3.回答方法

オプテックでは、含有化学物質の含有量調査は、JGPSSI Ver3のルールに基づいて実施します。また、調査物質の詳細内訳、調査内容、及び調査回答ツールについてもJGPSSI標準のものを使用します。

これらの具体的内容は下記JGPSSIホームページから「製品含有化学物質調査・回答マニュアル」、「調査回答ツールフォーマット1(標準型)日本語版」を入手し参照してください。

URL : http://www.db1.co.jp/jeita_eps/green/green11-1.htm

調査回答ツール及び調査データの受渡手順は付属資料【様式3】JGPSSI Ver3調査回答ツールの例を参照してください。

4.調査の注意事項

(1) 含有に関する考え方

原則として、意図的添加(*6)または含むことが明らかな場合は、成分、含有量にかかわらず含有とみなします。意図的に添加していない場合は不純物として扱いますが、不純物についても含有量を把握しているものは可能な限りご回答願います。ただし、新たな分析を求めるものではありません。なお、含有量の記入がなかった化学物質については、意図的な添加は無いとみなします。

(*6)意図的に添加：特定の性能・機能をもたらすため製造者が意識して添加し使用すること。

(2) 含有量の算出

含有量は、管理値、理論値、計算値、設計値または実測値でご回答願います。なお、含有量に幅がある場合には、原則最大値でご回答願います。

また、部品の含有量の算出にあたっては、製造過程で含有しているものだけでなく、その部品を構成する購入部品や材料に含有する化学物質についても遡って調査し、ご回答願います。

(3) 金属およびその化合物の含有量

金属およびその化合物の含有量は、次のとおりご回答願います。

- ① 金属には合金を含めます。
- ② ニッケル合金は報告対象外とします。(例：ステンレス)
- ③ 金属及びその化合物の含有量は、金属元素量に換算した数値をご回答願います。

補足(1) 金属元素への換算は、化合物の含有量×換算係数で行うことができます。代表的な換算係数は補足(3)の資料を参照してください。補足(3)の資料の例示物質リストに記載されていない化合物の金属換算係数については、化学物質便覧等により原子量を調査の上ご回答願います。

例1) 三酸化アンチモン(Sb₂O₃) 100mgを含有する場合のアンチモンの含有量は、換算係数0.835を掛けた値となります。

アンチモン量 = $100\text{mg} \times 0.835 = 83.5\text{mg} \Rightarrow 84\text{mg}$ (有効数字2桁を回答)

例2) 鉛フリーはんだ (Sn-3.5Ag) を100mg使用している場合の銀の含有量は、はんだ量 (100mg) ではなくAg量 (3.5mg) をご回答願います。

補足 (2) 金属表面に通常の状態が存在する酸化皮膜は除外してください。

補足 (3) 換算係数及び例示物質リストは、JGPSSI発行「製品含有化学物質調査・回答マニュアルの別紙5. JIG例示物質リスト (金属換算係数掲載)」を参照して下さい。

(4) 製造工程で使用の化学物質

溶剤・洗浄剤など、製造工程で使用されるが、揮発性のもので製品に残留しないと考えられる場合は記入不要です。

ただし、「調達禁止・管理物質 (群)」の物質を製造工程で意図して使用するケースでは、非揮発性のもの多く、製品の中にも含有すると考えられるのでご注意ください。

なお、製造工程で使用するオゾン層破壊物質については (7) 項を参照して下さい。

(注) 製造工程で使用されるが、現在の技術水準で十分妥当性のあるプロセスに起因する微量の未反応物や残留溶剤等については、製品に残留しないと見なします。

(5) 製品における副資材等の取扱

例えば、次の製品は、環境関連物質を含有する場合がありますので、十分な確認をお願いします。

- ベアリングやレバー等の稼動部分を有する部品に使用のグリス等の潤滑剤
- 樹脂材料の難燃剤
- リード線被膜のポリ塩化ビニルや難燃剤、安定剤
- 接点の電氣的潤滑等を目的とした特別な金属類 (合金)
- ベルト・ローラー・ブッシュ・チューブ等のゴム類の添加材
- カラーコードなどの表示塗料

(6) 複数の物質群が化合物として存在する場合の取扱

化学物質が環境関連物質の複数の物質群に該当する場合は、それぞれの含有量をご回答願います。

例) クロム酸鉛を含有する場合は、「鉛及びその化合物」と「六価クロム化合物」両方に鉛及び六価クロムの含有量をご回答願います。

(7) オゾン層破壊物質

製造工程でオゾン層破壊物質を使用している場合は、部品・製品への有無に関係無くご回答願います。

ただし、分析・測定及び製品開発等、直接の製造工程以外での使用は対象外とします。

(8) その他

①ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それらによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させて頂くことがあります。

②実測データの提出をお願いする場合があります。

VI. 特定有害物質の含有調査書について（RoHS指令6物質）

1.目的

特定有害物質の含有状況を確認することによって、既存製品の代替要否もしくは新規部品の採用可否などの判断を行うために使用します。

2.含有調査書の対象物質

- ・特定有害物質（RoHS指定物質） 6物質・・・（表5）

表5 特定有害物質（※金属にはその合金を含みます）

NO,	調査する特定有害物質
1	カドミウム及びその化合物※
2	六価クロム化合物※
3	水銀及びその化合物※
4	鉛及びその化合物※
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）
6	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）

3.提出要領

- (1) 環境関連物質の含有量調査書の送付

弊社の調査部門から、部品等の形名毎に含有調査依頼をメールなどで送付します。
調査様式は、付属資料【様式4】特定有害物質含有調査書を参照してください。

- (2) 環境関連物質の含有有無の回答

お取引先では、環境関連物質の含有状況などの調査依頼事項に対する回答をご記入願います。（記入要領は4項を参照してください。

- (3) 弊社の調査部門から依頼された方法により回答を提出願います。

- (4) その他注意事項

- ①部品の代替、新規部品採用等の対応のため、回答は指定期日までに願います。
- ②指定期日までに回答が無い場合には、継続的な使用もしくは新規採用できない場合があります。
なお、回答が遅れるなど特別な理由がある場合は、個別に連絡願います。
- ③回答書の提出は、基本的に弊社購入単位（部品コード）とします。ただし、製品、ユニット品等については、必要に応じて構成する部品単位での回答をお願いする場合があります。
- ④ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させていただきます。
- ⑤製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品に対して、調査依頼が出された場合には回答内容と合わせて製造中止欄もご回答願います。
- ⑥実測データの提出をお願いする場合があります。

4.含有調査書 記入要領

特定有害物質含有調査書は、次の要領でご記入願います。

- (1) 記入に際して

- ・調査書は、貴社または部品・ユニット・材料の製造メーカーにてご記入願います。
- ・対象品の製造拠点および供給ルートが複数ある場合には、それらを全て網羅できる内容でご回答願います。製造拠点や供給ルートによって回答内容が異なる場合は、最も悪い条件でご回答願います。

- (2) 会社名、回答者欄

- ・会社名は略称ではなく正式名称をご記入願います。
- ・記入者の所属、役職、氏名、電話番号と評価者のE-mailアドレスをご記入願います。ご回答内容に関する質問などがある場合の連絡先とさせていただきます。

(3) 回答日、責任者欄

- ・回答日は、ご回答される日を西暦でご記入願います。
- ・責任者欄は、回答責任者の会社名・部署名・役職・氏名をご記入願います。
- ・責任者欄は、記入者と責任者が同じ場合でも必ず両方の欄にご記入願います。

(4) 対象品名、品番／グレード／製品形番、色番

- ・弊社部品コード欄は、部品コードがある場合に弊社で記入します。未採用部品などでは部品コードが記入していない場合があります。
- ・部品・ユニット品の場合は、当該品名の他、型名、シリーズ名を記入してください。
- ・樹脂や塗料、インクなどの材料の場合は、当該材料名の他、品番、グレード、製品型番、色番など特定できる情報を入してください。
- ・対象が複数で欄内にご記入できない場合は、付属資料の【様式4】特定有害物質含有調査書の「別紙有り」欄に○印をt付け対象品追加表にご記入のうえ添付してください。
- ・同一シリーズであっても回答内容が異なる場合には、回答書を分けてください。

(5) 回答欄

- ・特定有害物質の含有濃度について、閾値限界（(6)に示します）を超える部位が存在するか否かでご回答願います。なお含有濃度は、製品または部品等の均質的な材料における特定有害物質の含有率です（“均質的な材料”とは、機械的に分離不可能な材料とします。はんだ、塗装などは分離可能とします。）。
- ・物質毎に、存在しない場合は“無”、存在する場合は“有”を「含有有無」の欄に記入してください。ただし、意図的に特定有害物質を含有させている部位がある場合は、含有濃度が閾値未満でも存在する場合と同様に回答ください。
- ・物質が存在する場合は必須ではありませんが、含有濃度（質量%^{*7}）、コメント欄、備考欄をできる限りご記入願います。
- ・コメント欄には、特定有害物質の含有部位と含有目的をご記入願います。なお、含有部位・目的はJGPSSI Ver3の使用用途分類コードでも可能です。なお、含有部位と含有目的の記入例については（7）を参照ください。
- ・総合判定欄はRoHS指令の除外（閾値以上でも使用可能）項目を考慮した6物質全体の判定をご回答願います。
- ・いずれかの特定有害物質が存在する場合には、備考欄に、全廃時期、代替予定時期及び代替部品コード、リリース時期などをご記入願います。
- ・製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品に対して、調査依頼が出された場合には、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期欄に製造中止時期、製造中止予定時期をご回答ください。
- ・なお、製造中止であっても可能な限り、含有有無等をご記入願います。
- ・回答できない場合は別途依頼者へ連絡してください。

(6) 閾値限界

このガイドラインにおける特定有害物質の含有濃度の閾値限界は、表6)のとおりです。

(表6)：特定有害物質RoHS指令対象と閾値限界

NO.	特定有害物質（※金属にはその合金を含みます）	閾値限界（質量% ^{*7} _{*1B} ）
1	カドミウム及びその化合物※	0.01 _{*2}
2	六価クロム化合物※	0.1
3	水銀及びその化合物※	0.1
4	鉛及びその化合物※	0.1
5	ポリブロモビフェニル類（PBB類）	0.1
6	ポリブロモジフェニルエーテル類（PBDE類）	0.1

^{*7} 質量% = 対象含有物質の質量／素材質量

例：鉛の含濃度(質量%) = はんだに含有する鉛の質量／はんだの質量

上記いずれかの特定有害物質が存在する場合、調査対象品の採用不可もしくは継続的な使用ができなくなる場合がありますので予めご了承ください。

(7) 含有部位、含有目的の記入例

①【含有部位】

含有部位とは、部品の構成部位の中で特定有害物質を含有している部位のことです。含有部位の名称は、仕様書、図面に記載している名称、お取引様もしくは製造メーカーでの呼び方等、一般的な名称でご回答ください。また、同一物質が複数の部位で含有されている場合は、主要な含有部位をご記入ください。この場合、後に「等」とご記入ください。なお、部位については、次に一例をあげます。

<部位の例>

- ・調査対象物が単一電子部品の場合には、当該部品の構成図面、構成材料リスト等で記載されているものを部位とします。

例1) 積層セラミックコンデンサ中のセラミック材料、内部電極材料及び外部電極材料

例2) 電解コンデンサ中のリード線、電解液、シーリング材及び電極箔

例3) スイッチ中のゴム接点、バネ及びプラスチックカバー

- ・調査対象物がシステム構成部品、ユニット品（機器製品、組立て電子部品など）の場合には、当該部品（製品）の構成図面、部品リストなどに記載されている単部品の部位とします。

例) プリント基板、組立て用はんだ

- ・JGPSSI Ver3の使用用途分類コードで記入の場合

例1) Cd-R-2・・・工学ガラス、フィルタガラスのカドミウム

例2) Pb-RE-1・・・CRT・電子部品・蛍光管に使用されるガラスの鉛

②【含有目的】

含有している化学物質の目的、その化学物質を使用した意図を簡単にご記入ください。

例1) 安定剤、可塑剤、着色剤、難燃剤、防錆、はんだ成分

例2) 主成分、熱安定性向上、電気特性向上、機械特性向上

例3) 不純物（意図的な含有でないことが明確な場合）

VII. 特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結について

1.目的

調達品の環境関係法令遵守及び環境品質確保を目的とします。

2.締結要領

- (1) 弊社から記名なしの「特定化学物質の使用制限に関する合意書」を送付し、合意の意思を確認します。
- (2) お取引先から合意の意思を確認出来次第「特定化学物質の使用制限に関する合意書」に弊社代表取締役印を押印の上、お取引先へ2部送付しますので、お取引先の取引責任者の記名・捺印の上、1部を弊社まで提出願います。1部はお取引先の控えです。

3.合意対象範囲

- (1) 特定化学物質（表1の調達禁止物質の内、禁止01～15. JIG（JGPSSI）レベルAと同じ）
- (2) 弊社仕様書（発注書・図面など）に下記「グリーン調達の適用」または相当の文言記載があるもの。

文言例

グリーン調達の適用について

- 1.当社、「グリーン調達運用ガイドライン」で示される特定化学物質（レベルA物質）及び特定有害物質が含まれていないことを保証すること。
2. 当社、「グリーン調達運用ガイドライン」で示される含有量調査物質について含有量、含有濃度をグリーン調達でご回答いただいた値以下にすること。
- 3.上記、特定化学物質、特定有害物質、含有量調査物質に対し含有量、含有濃度に変更が生じた場合は速やかに当社調達担当に連絡すること。

付属資料

【様式 1】取引先環境保全評価リスト (太枠内をご記入ください)

取引先コード			発行日 (YYYYMMDD)	
貴社名				
所在地	〒		承認者	印
本社住所			(役職・氏名)	
業態	メーカー	商社	e-mail アドレス	
いずれかに○	その他		評価者	印
電話番号			(役職・氏名)	
F A X			e-mail アドレス	
メーカー			(注1)	取引先の業態が商社の場合は、御社の評価と調達先メーカーの評価も実施していただき、それぞれ報告してください。 (注2) 本報告の内容についてエビデンスのご提供をお願いすることがあります。 (注3) 業態欄は、該等項目の左側に○を記入してください。
所在地			(注2)	
本社住所			(注3)	

(1) 製品含有化学物質管理ガイドラインに基づく化学物質管理体制に関する自己適合宣言書(評価:100点)

評価項目	YES/NO	発行日/更新日 (YYYY-MM-DD)	宣言の対象	番号	評価点
化学物質管理体制に関する自己適合宣言書を発行している。対象は JIG24 物質					

(2) 環境関係法令及びグリーン調達への対応状況(評価:100点、配点は各項目参照)

評価項目	YES/NO	補足	評価点
オプテックと特定化学物質の使用制限に関する合意書を締結している。(評価:40点)			
オプテックが定める調達禁止物質(表1)の内で禁止16~34を使用していない。[禁止16~34は安衛法、化審法、大防法で禁止されている物質です。使用している場合は取引停止。](評価:30点)			
オプテックが定める調達管理物質(表2)の内、管理10~20の削減に努力している。(評価:10点)			
オプテックの各種環境調査依頼に納期どおり対応している。(評価:20点)			

(3) ISO14001 外部認証に関する項目

評価項目	YES/NO	認証取得日/審査予定日	認証機関	認証No.	評価点
ISO14001 外部認証を取得済みである。					

ISO14001 を取得している場合は(4)の記入不要((4)の得点は加算されません。)。取得していない場合は(4)を記入。

(4) 環境保全活動への取り組み(評価:各5点×20項目)

	評価項目	YES/NO	評点
環境方針	1. 環境保全に関する企業理念がある		
	2. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している		
	3. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している		
	4. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である		
計画・組織	5. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている		
	6. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている		
	7. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている		
環境側面・システム	8. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		
	9. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		
	10. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		
	11. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		
	12. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		
	13. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している		
	14. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる		
	15. オブチ電機が定める禁止物質を使用していない		
	16. 製品アセスメントの仕組みがある		
	17. 緊急事態への対応の仕組みがある		
	18. 環境に関する内部監査の仕組みがある		
	19. 環境関連物質の使用状況調査等、環境配慮活動に関する協力要請に対し速やかに対応している		
20. 環境関連の教育・訓練を実施している			
情報公開・教育	21. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している		
	22. 自社の環境保全に関する情報を公開している		
合計得点			

(5) ランク判定

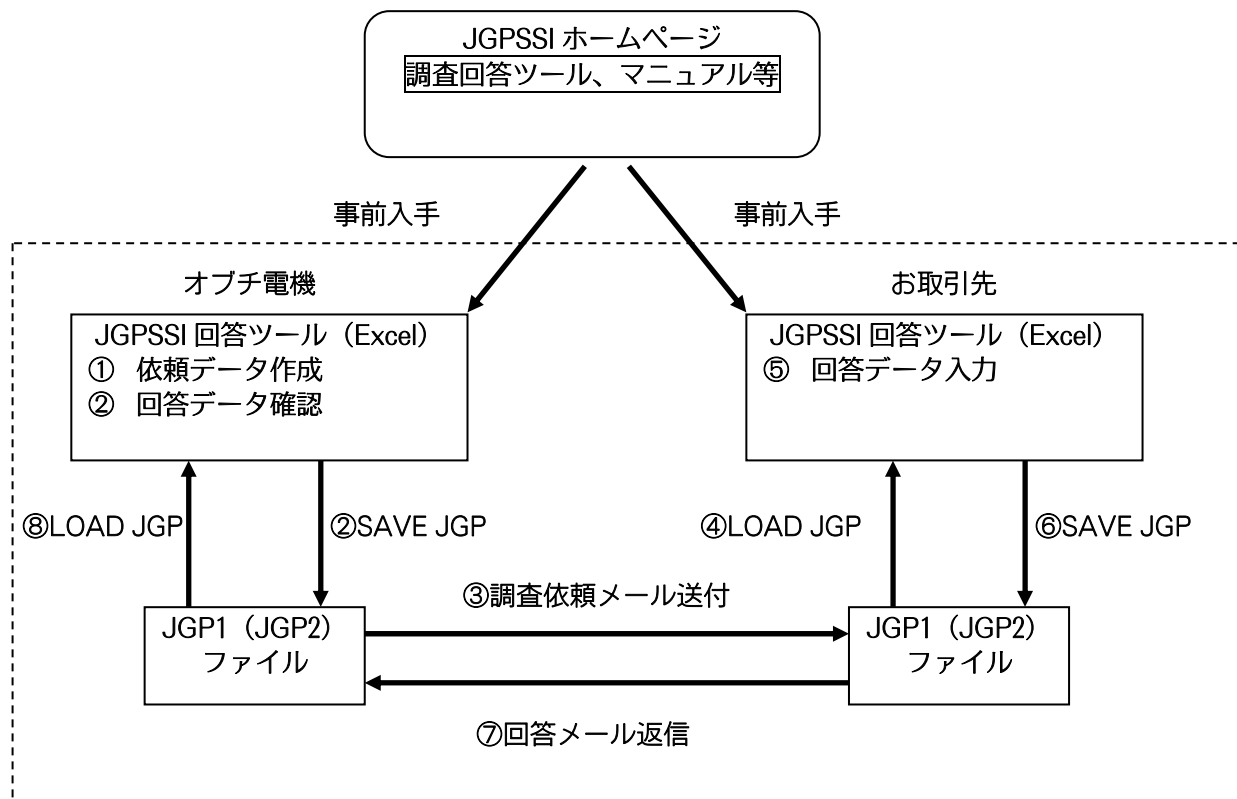
評価結果		評点(点数は(1)から(4)の合計) 但し(3)がYESの場合(4)は含めない。	ランク
ランク	総得点		
		181以上	S
		111~180	A
		81~110	B
		51~80	C
		50以下	D

フォーマット 1 (標準型)

The screenshot displays the JGPSSI Ver3 software interface. At the top, there are menu options: 'LOAD JGP', 'ADD JGP', 'SAVE JGP', '実行し変更', 'エクスポート', 'エクスポート', '実行', and '印刷し実行'. Below the menu is a data entry form with various fields and buttons. The main part of the screen is a large spreadsheet grid with many columns and rows, used for data entry and management. A vertical arrow on the right side of the grid indicates scrolling.

オプテ電機とお取引先とのデータ受渡しは、JGPSSI Ver3 調査回答ツールから出力される JGP1 (または JGP2) ファイルが原則とまります。

メールでの調査データ受渡し手順の例を以下に示します。(①から⑨)



【様式4】特定有害物質含有調査書の例

特定有害物質含有調査書

特定有害物質の含有状況に関し以下の通り回答します。

太枠内を記入下さい

会社名		回答日	年 月 日
記入者 部署・役職 氏名	部署名・役職 印	責任者	会社名、部署名、役職(回答者と異なる場合)
電話番号			氏名 印
E-mail			

(1) 対象品 (同一シリーズ、類似品でも回答内容が異なる場合は本調査書回答を分けてください)

部品コード／製品コード	品名	部品・ユニット: 型名、シリーズ名 材料: 品番、グレード、製品型番、色番 注1	別紙 有り

注1: 部品、ユニット品の場合は、「型名、シリーズ名」を記入願います。

材料(樹脂、塗料など)の場合は、「品番、グレード、製品型番、色番」など特定できる情報をご記入願います。

対象が複数で欄内に記入できない場合は別紙(【様式3】)に追加し添付してください。この場合「別紙有り」欄に○印を付けてください。

2.回答欄

・特定有害物質の含有濃度について、**閾値限界(注2)を超える部位**が存在するか否かでご回答願います。

・物質毎に、存在しない場合は“×”、存在する場合は“○”を、「含有有無」欄に記入してください。

ただし、意図的に特定有害物質を含有させている部位がある場合は含有濃度が閾値限界未満でも、存在する場合と同様に回答してください。

・物質が存在する場合は、必須ではありませんが、含有濃度欄、コメント欄、備考欄をできるかぎりご記入願います。

特定有害物質 ※金属にはその合金を含みま す	含有有無	含有濃度 (質量%)	コメント欄(物質が存在する場合は、含有部位、含有目的を ご記入願います)
1. カドミウム 及びその化合物※			
2. 六価クロム化合物※			
3. 水銀及びその化合物※			
4. 鉛及びその化合物※			
5. ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)			
6. ポリ臭化ジフェニル エーテル類(PBDE類)			
総合判定 (RoHS除外項目を 考慮した6物質全体の判定)			
備考欄	いずれかの特定有害物質が存在する場合、全廃(代替)予定時期、代替部品の部品コード、リリース時期などをご記入願います。製造を中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に○印をご記入の上、製造中止時期をご回答願います。		
製造中止欄		製造中止時 期(予定)	

いずれかの特定有害物質が存在する場合、調査対象品の採用不可もしくは継続的使用ができなくなる場合がありますので予めご了承ください。

その他詳細事項については、グリーン調達運用ガイドラインを参照願います。

注2: 閾値限界は、カドミウム及びその化合物は 0.0075 質量%未満、その他の物質の場合は 0.1 質量%未満とします。

質量% = 対象含有物質の質量 / 素材質量

例) 鉛含有量(質量%) = はんだに含有する鉛の質量 / はんだの質量

【様式5】特定化学物質の使用制限に関する合意書の例

特定化学物質の使用制限に関する合意書

(以下「売主」という) および株式会社オプテック電機製作所
(以下「買主」という) とは、両者間で平成 年 月 日付締結の資材取引基本契約に
付帯して、次のとおり合意する。

第1条 (定義)

本合意書に使用される語は次の意味を有するものとする。

- ① 仕様書：買主が売主に提供する納入品に関する仕様書等で「グリーン調達の実施について」と記載のあるもの。
- ② 使用制限：本件法令および仕様書の定めにしたがって、売主の納入品のいかなる部分においても、特定化学物質を許容含有量以下に制限すること。
- ③ 特定化学物質：買主が定めるものは別紙の15物質とする。これらは国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止、制限または報告義務を受ける化学物質群です。
- ④ 納入品：売主が買主の発注にもとづき納入するすべてのもの。
- ⑤ 本件法令：国内外の法令で、詳細は別紙による。
- ⑥ 本合意書：本「特定化学物質の使用制限に関する合意書」

第2条 (目的)

本合意書は、本件法令および仕様書に指定される使用制限の遵守および遵守体制について定めるものとする。

第3条 (本件法令の遵守および遵守体制の構築)

1. 売主は、買主に納入するいかなる納入品についても本件法令を含む特定化学物質の不含有・含有制限に関して規定した仕様書を遵守しなければならない。ただし、仕様書中に本件法令と異なる使用制限を定める場合は、仕様書に従うものとする。
2. 売主は、前項の使用制限を遵守するために、買主が売主に対して別途通知する要求を実現することができる体制を構築しなければならない。かかる買主の要求は、納入品に関する使用制限の遵守に関する証明書、成分データおよび成分の実測データを含むが、これらに限定されない。

第4条 (保証)

売主は、納入品および納入品に含有される原材料などが前条に適合するものであることを保証するものとする。

第5条 (報告および監査)

売主は、買主が本合意書の遵守状況を調査するために、買主の要求に応じて、買主に対して報告書を提出し、また協議の上、買主が売主の事業所、または作業場所もしくは売主が自ら納入品の製造を行っていない場合には、納入品の製造場所に対する立入監査を行うことを認めるものとする。
買主が立入監査を行う内容は、製造工程の確認および部品・材料を抜き取って成分データを実測することを含むが、これらに限定されない。

第6条 (変更などの事前通知)

1. 売主は、納入品の製造工程を変更する場合は、買主が別途定める方法により、事前に変更内容を通知するものとする。

別紙

オブチ電機が定める特定化学物質とは、弊社「グリーン調達運用基準書」の含有量調査物質レベルA(15物質)です。具体的には以下の物質である。

「グリーン調達運用ガイドライン」については、以下弊社HPの資料調達より参照可能です。

<http://www.obuchi.co.jp>

番号	物質(群)名	閾値レベル	関連する主な規制等
1.	アスベスト類	意図的添加(注1)	水質汚濁法、廃掃法、石綿障害予防規則、欧州指令76/769/EEC
2.	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するもの)	意図的添加(適用については76/769/EEC指令を参照)	化審法、安衛法、ドイツ日用品規制、中国国家安全技術規範GB18401
3.	カドミウム/カドミウム化合物	100ppmまたは意図的添加	RoHS指令
4.	六価クロム/六価クロム化合物	1000ppmまたは意図的添加	RoHS指令
5.	鉛/鉛化合物	1000ppmまたは意図的添加、塩化ビニルケーブルのみ300ppm	RoHS指令
6.	水銀/水銀化合物	1000ppmまたは意図的添加	RoHS指令
7.	オゾン層破壊物質(CFCs、HCFCs、HBCFCs、四塩化炭素等)	クラスⅠ:意図的添加 クラスⅡ:1000ppm	オゾン層保護法、モントリオール議定書
8.	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppmまたは意図的添加	RoHS指令
9.	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppmまたは意図的添加	RoHS指令
10.	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	意図的添加	化審法(第1種特定化学物質)
11.	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	意図的添加	化審法(第1種特定化学物質)
12.	放射性物質	意図的添加	原子炉等規正法、放射線障害防止法
13.	一部の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加	化審法(第1種監視化学物質)
14.	トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	意図的添加	化審法(第2種特定化学物質)
15.	酸化トリブチルスズ(TBTO)	意図的添加	化審法(第1種特定化学物質)

(注1)意図的添加とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために最終製品または部品に継続的に含有されることが望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用することをいう。

本件に関するお問合せは下記にお願いします。

株式会社オブチ電機製作所

業務統括管理グループ

電話：042-687-4111 ファクシミリ：042-687-5146

E-mail：business@obuchi.co.jp

改訂 1.2 版	2010 年 3 月 1 日
改訂 1.1 版	2009 年 4 月 1 日
初版	2007 年 4 月 1 日

発行元
株式会社オブチ電機製作所
業務統括管理グループ